

各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱

(平成22年4月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物に吹き付けられたアスベスト含有調査を行う建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 補助対象建築物 市内に存する建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。
- (3) アスベスト含有調査 住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号、国住備第162号）第13第1項第2号に規定する調査をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市税を滞納していないものとする。

- (1) 補助対象建築物（分譲マンションを除く。次号において同じ。）の所有者（所有者が死亡している場合にあっては、当該所有者の2親等以内の親族）
- (2) 補助対象建築物の管理者
- (3) 補助対象建築物（分譲マンションに限る。）を管理する団体（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体をいい、同法第47条第1項に規定する法人を含む。）
- (4) 補助対象建築物（賃貸されている一戸建て住宅に限る。）の賃借人（アスベスト含有調査を行うことにつき、第1号に規定する者の同意を得ている者に限る。）
- (5) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金と同種の補助金等の交付を受けている者は、補助金の交付の対象としない。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を満たすアスベスト含有調査とする。

- (1) 岐阜労働局に登録された作業環境測定機関又は市長が適当と認める分析機関（以下「分析機関」という。）が実施する調査であること。
- (2) 建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。）による調査に基づき実施するものであること。
- (3) アスベスト含有吹付け建材が施工されているおそれがある補助対象建築物の調査であること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金額は、次のとおりとする。

区 分	補助対象経費	補助率	補助金額
吹付けアスベスト含有調査	分析調査に要する費用のうち分析機関に対して支払う費用（消費税等を除く。）	10／10	補助対象経費の額。ただし、1棟につき250,000円を限度とする。

備考 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市が同意を得て公簿等により確認する書類にあっては、省略することができる。

- (1) 補助対象建築物の所有者及び所在地が確認できる書類
- (2) 市税を滞納していないことが確認できる書類
- (3) 補助対象建築物の位置図、配置図及び平面図
- (4) 補助対象建築物の外観、対象部位、露出状況等が確認できる写真
- (5) アスベスト含有調査の見積書の写し
- (6) 第3条第1号に規定する親族にあっては、所有者の2親等以内の親族であることが確認できる書類
- (7) 第3条第2号に規定する者にあっては、管理者であることが確認できる書類

(8) 第3条第3号に規定する者にあつては、同号に規定する団体であることが確認できる書類

(9) 第3条第4号に規定する者にあつては、賃借人であること及び同条第1号に規定する者の同意を得ていることが確認できる書類

(10) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、条件を付して補助金の交付の可否を決定する。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びその条件を付して、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、補助しないことを決定したときは、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容若しくはこれに付された条件に不服があるとき、又は中止し若しくは廃止しようとするときは、申請の取下げを市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る第6条の申請は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、第8条の通知を受けた後において、補助事業の内容等申請に係る事項の変更をしようとするときは、速やかに各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更交付額等を決定し、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金実績報告書（様式第 6 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定等）

第 12 条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金確定通知書（様式第 7 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（検査等）

第 14 条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（書類の保管）

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 16 条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定め、その返還を命じるものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成２８年１２月８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成２９年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和８年７月１日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に補助金の交付の申請を行った者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第１号、様式第４号、様式第６号及び様式第８号の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。